

I 山陽小野田市議会基本条例に基づく活動

1 山陽小野田市議会基本条例について

(1) 制定年月 平成24年3月

(2) 制定理由

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、議会の果たすべき役割と責任は以前にも増して大きくなった。市民福祉の向上と市の発展のためには、共に市民の信託によって選ばれた市長と合議制の議会がそれぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねながら邁進する必要がある。

そのために、日本国憲法の理念そして地方自治法に基づき、議事機関として立法、監視・評価、調査など議会の持つすべての機能を高め、揺るぎない議会制民主主義を確立しなければならない。

また、意思決定機関としてまちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させ、その関係を再構築するため、透明性のある議会、市民も参加できる開かれた議会を目指し、市民からより信頼される議会になる必要がある。

さらに、議員は選挙で選ばれた市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理のもとお互いに研鑽に努め、存在価値を高めていかなければならない。

これらのことを実現するため、市議会の最高規範として議会基本条例を制定した。

2 具体的な活動内容

(1) 議会報告会（第24条関係）

ア 内容

市民の代表者の集合組織である議会が説明責任を果たすため、積極的に市民のもとに向き、市民に対して政策提言や常任委員会など議会活動の状況を報告・説明し、市政に関する情報を提供するとともに、議会に対する意見、提言などを聴く。

イ 実績

対象定例会		開催日	開催箇所数	参加者人数	対応議員
年	月				
平成23年	6月	8月8日～10日（実質3日間）	3か所	67人	全議員を3班に分けてそれぞれの班で対応した。
	9月	10月12日～18日（実質6日間）	6か所	66人	
平成24年	3月	4月20日～26日（実質6日間）	6か所	42人	
	6月	7月20日～27日（実質6日間）	6か所	97人	
	9月	10月18日～24日（実質6日間）	6か所	78人	
平成25年	12月	1月21日～28日（実質6日間）	6か所	169人	
	3月	4月16日～24日（実質6日間）	6か所	80人	
	6月	7月22日～31日（実質6日間）	6か所	56人	

(2) 市民懇談会 (第19条)

ア 内容 市民も参加して共に行動する議会を実現するため、市内で活動を行う団体及び概ね10人以上の市民グループから申込みがあった場合、議会が出向き、テーマに沿って意見や情報を交換する。

イ 市民懇談会のテーマ ① 市政に関すること。 ② 議会に関すること。 ③ 市の重要な事項に関すること。

ウ 実績

開催月	場 所	内 容	参加者人数	対応議員数
平成24年 8月	中央図書館	学校給食共同調理場建設計画について	12人	全議員
平成24年10月	中央福祉センター	在宅介護の実状について	10人	7人(民福)
平成24年11月	厚狭公民館	議員定数削減問題について	25人	7人
	商業企業家支援センター	地域振興と議員定数の関連について	20人	8人
	商工センター	議員定数について	15人	8人
	須恵公民館	所得税法56条の問題点	10人	8人(総務)
	浜田町自治会館	自治会における生活環境	40人	6人(民福)
平成24年12月	山陽商工会議所	市議会の役割と議員定数との関係について	15人	10人
	埴生小学校	街づくり計画について市民と議会の役割	10人	8人(総務)
	市役所	山陽小野田市の食育について	10人	8人(総務)
平成25年 1月	埴生公民館	まちづくりについて	50人	8人(総務)
平成25年 2月	商工センター	生活保護基準の引き下げについて	10人	7人(民福)
平成25年 5月	厚狭図書館	厚狭図書館の新館建設について	15人	7人(総務)

(3) 政策討論会（第9条関係）

ア 内容

市政に関する重要な政策及び課題に対して、委員会に特化することなく議会全体としての共通認識を図り、政策立案、政策提案及び政策提言を推進していくために全議員参加型の政策討論会を開催する。

イ 実績

開催月日	場 所	内 容	対応議員数
平成24年 5月	市役所	学校給食共同調理場の建設について	全議員
平成24年 6月	〃	学校給食共同調理場の建設について	全議員
平成24年 9月	〃	議員定数のあり方について	全議員

(4) 自治会懇談会

ア 内容

議会基本条例に基づき、本市議会の機能向上の方策や議員報酬・定数について検討・提言を行うために設置された議会機能向上特別委員会の提言により、市政への反映、政策立案、監視機能のツールの一つとして、市内全自治会を対象に要望及び意見を聞く自治会懇談会を実施する。

イ 実績

開催月日	時間	自治会名	主な内容	参加者人数	対応議員数
5月18日(土)	午後7時～	石束	石束川の災害か所の修復について	13人	5人
5月19日(日)	午後2時～	後潟下	通学路の安全対策について	30人	4人
5月25日(土)	午後2時～	寝太郎三区	用水路の改修について	8人	4人
6月11日(火)	午後7時～	千町5区	厚狭地区複合施設について	10人	5人
6月13日(木)	午後7時～	福正寺	市道の補修、草刈対策を	9人	4人
6月16日(日)	午後6時～	上福田・下福田	土砂災害区域について	21人	3人
6月16日(日)	午後7時～	桜山団地・桜山	交通安全対策について	21人	4人
6月16日(日)	午前10時～	西山	ゴミの不法投棄について	10人	4人
6月26日(水)	午前10時～	旭町	浸水対策について	24人	4人
6月29日(土)	午前10時～	山川	有害鳥獣対策について	3人	3人
7月6日(土)	午後7時～	下村東	市道の改修について	10人	3人

II 政務活動

1 政務活動費とは

地方自治法第100条第14項から第16項及び山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、山陽小野田市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

2 政務活動費の額は

額は、一人当たり月額6,000円で、会派に所属する議員は会派単位、会派に属していない議員は個人に交付する。

3 収支状況（平成24年度）

項目	会派名		刷新	市民クラブ	進化	日本共産党	無所属議員	無所属議員
	改進黨	進化						
支 出 内 訳	研究研修費	218,400	203,250		315,600	294,340		
	調査旅費	225,500	133,200	156,270			47,500	
	資料作成費			133,081			107,710	
	資料購入費							15,780
	広報費				119,700			
その他								4,220
支 出 額	443,900	336,450	336,450	289,351	435,300	294,340	107,710	67,500
交 付 額	360,000	216,000	216,000	288,000	432,000	216,000	72,000	67,500

Ⅲ さらなる議会機能向上のために

1 議会機能向上特別委員会の設置（平成25年3月6日設置）

地方が自立をしなければならぬ現在において議会が果たすべき役割は増大している。一方、市民の理解を得、議会の機能向上を図るため、議会の責任において議員定数のあり方を検討する必要がある。そのため、本市議会の機能向上のための方策並びに議員報酬及び定数について検討し、提言を行うため議会機能特別委員会を設置した。

2 検討項目（議員報酬及び議員定数を除く）

監視機能項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修について ・ 予算決算常任委員会について ・ 議長の任期について ・ 所管事務調査の連合審査について ・ 常任委員の任期について
政策立案機能項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案及び提言について ・ 政策形成サイクルについて
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報広聴委員会について ・ 傍聴者への資料貸与について
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会懇談会について ・ 政務活動費について ・ 行政視察について
市民参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前授業、子ども議会について

3 今後の活動

議会機能向上特別委員会は9月2日をもって解散したが、さらなる機能向上を図るために、改選後の議会において新たに設置される予定の特別委員会又は広報広聴特別委員会において上記の検討項目及び保留となっている項目を進めていく。

特集 自治体の「パワーアップ」 スキルアップ 課長になったあなたへ～新任管理職の仕事術

月刊 **ガバナンス** 4 April
Governance
No.144/2013

*21世紀の地方自治を創る総合情報誌

1999年6月16日第3種郵便物認可 2013年4月1日発行(毎月1回1日発行)通巻第168号

特集

自治体の 「パワーアップ」

福嶋浩彦 / 西寺雅也 / 太田 肇 / 稲継裕昭
田中富雄 / 提中富和 / 木原勝彬 / 人羅 格

平成につぼんの首長

釘宮 磐 大分市長

スキルアップ特集

課長になったあなたへ
～新任管理職の仕事術

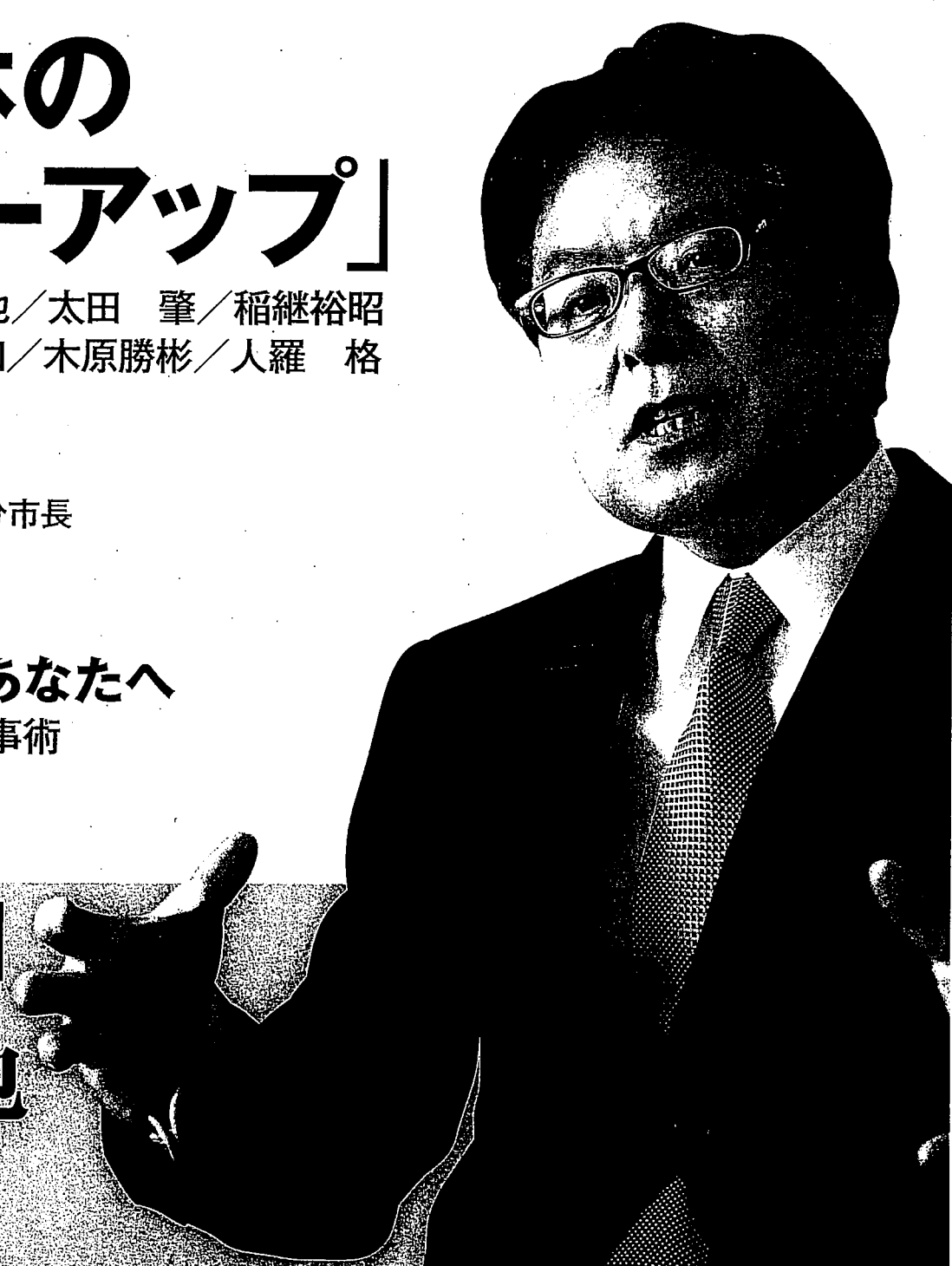
シリーズ
「分権・自治・自立」

元総務大臣

増田寛也

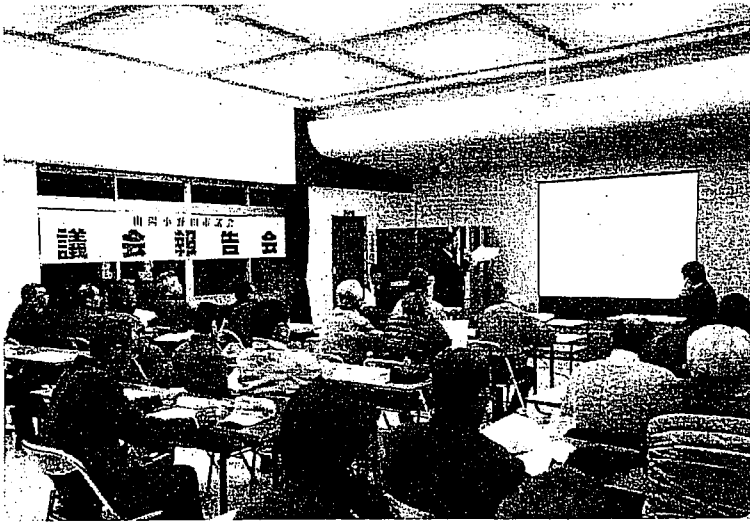
きょうせい

おかげさまで120年
これからの100年も!!



変わるか! 地方議会

143



条例施行後、年4回(各6会場)のペースで行っている議会報告会の様子(今年1月21日)。

「市民と共に行動する議会」 「説明責任を果たす議会」をめざす 山口県山陽小野田市議会

山口県山陽小野田市議会は2012年3月28日の本会議で議会基本条例を可決、4月1日施行した。条例施行から1年になる同市議会では年4回の議会報告会や市民懇談会、政策討論会など条例に基づく「市民と共に行動する議会」「説明責任を果たす議会」に向けた取り組みが加速している。

議員定数に厳しい目

県南西部に位置する山陽小野田市は2005年3月、小野田市と山陽町の合併で誕生した。明治以降、工業都市として発展してきた同市の現在の人口は約6万4000人。合併前2市町合わせて42人だった議員定数は新市発足時30人でスタートした。だが、市民団体から議会解散請求が出され、議会では定数を27人として自主解散。その後、09年10月から現行の24人となったが、さらに市民団体から定数を20人とする請願、直接請求が出された。議会では特別委員会を設けて議論したが、結論は

20人とする議案を否決。その結果を受けて市民団体から出された住民投票の実施請求を市が受理し、市長選と合わせて、この4月7日、次回選挙から議員定数を20人以下とするこの賛否を問う住民投票が行われる予定だ。

その結果はさておき、議会に対する市民の厳しい目が、市議会の改革を促していることは間違いない。

議員と議会事務局が「車の両輪」

市議会では09年12月に議会基本条例制定特別委員会(高松秀樹委員長、8人)を設置した。同委員会は月2〜3回のペースで議論。「全員が納

得するまで議論を尽くす」という高松委員長の方針から、制定までの2年3か月の間に52回もの会合を重ねた。

条例制定の過程では、全世帯を対象にした市議会に対する市民アンケート調査や市民まつりでのアンケート、市長からの意見、パブリックコメント、市内6か所での条例説明会、専門的知見の活用(江藤俊昭・山梨学院大学教授)など多方面からの意見も踏まえて検討を進めた。中でも特徴的だったのは、委員会に常に出席してきた議会事務局の職員が中心になって、条例案の内容について「議会基本条例の気付き」と題した文書をまとめ、委員会に提出したことだ。委員会はそれを真摯に受け止めて、

納得できる点は採用していった。

議会事務局による「気付き」は全部で16点。「市民の信託」は「負託」に変更すべきではないかといった文から、文書質問は「法的根拠を見いだせない」などの理由から削除すべき、議会の実態を踏まえて「会派の定義が必要ではないか」など多岐にわたった。これに対して委員会は、当初案通りにしたのもあれば、文書質問の項目を削除するなど事務局の「気付き」を反映した項目もあった。

議会事務局長の古川博三さんは「担当書記と局長は毎回、委員会に出席していた。委員会のメンバーと信頼関係があり、フランクにもの言える雰囲気があった」と振り返る。事務局側が指摘したのは法制上の整合性や実現可能性の観点からのものが中心。よりよい条例制定に向けて、事務局としても「戦友のような気持ちになつていた」という。専門的知見の活用で条例内容についてアドバイスした江藤教授は「議員と議会事務局が『車の両輪』として活動し始めた」と評価している。

条例を上回る年4回の議会報告会

12年4月1日に施行された議会基

本条例は前文と10章・36条で構成。

文体系は市民に分かりやすいよう「ですます体」を採用した。前文では政策立案機能の強化とともに、透明性のある議会・開かれた議会を実現し、「市民に信頼される議会」になることを強調。条文で目を引くのは第5章を「市民と共に行動する議会」、第6章を「説明責任を果たす議会」と方向性を明確にしている点だ。第5章では、市民と議員が自由に意見や情報を交換する「市民懇談会」の実施、請願・陳情を市民による政策提言と位置づけ意見聴取機会を設定、議会への附属機関設置、市民の声を聴くための意見箱の設置——などを規定。第6章では、年2回以上の議会報告会の実施、市議会出前講座の実施、議会情報の公開、議会広報の充実などを列挙している。

このうち議会報告会は、条例施行前の11年6月から試行的に実施。条例施行後は、実施要綱で「原則毎定例会後」「原則6か所で開催」と定め、条例を上回る年4回(計24か所)のペースで実施している。

市民懇談会は概ね10人以上の市民グループからの求めに応じて、市政や市議会に関することをテーマに行うもの。こちらも12年4月から12月

までに婦人会や自治会、商工団体など計10団体から申請があり、計171人の市民が参加している(市議会の出前講座は実績なし)。

執行部との共催で「まちづくりカンファレンス」を開催

条例では、議員相互間の自由討議中心の運営を強調するとともに、政策討論会の開催も規定した。政策討論会は「市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進する」ことがねらい。

同実施要綱によると討論会は議員全員で構成し、議長が座長を務める。議会運営委員会からの要請に基づ

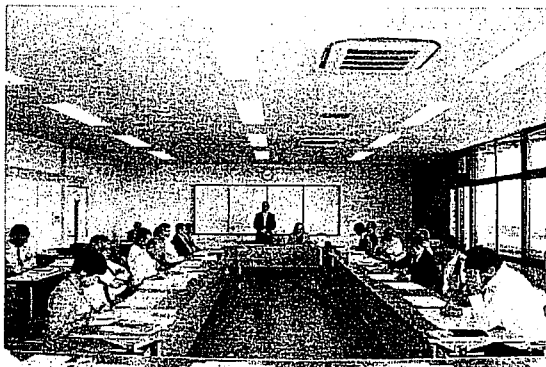
き、座長が招集し、原則公開で行う(ただし、意見交換の場であるため、会議録は作成しない)。これも条例施行後、12年5月と6月に「学校給食調理場建設」、9月に「議員定数」をテーマに実施している。

そのほか、決算審査に当たって、事業等の成果を議会側が評価することや市長等への反問権、重要政策等についての論点情報の説明なども盛り込み、最後に2年ごとの条例の見直しを規定している。

*

市議会では12年12月21日、執行部との共催で「まちづくりカンファレンス」を商工センターで開催した。議会側が開催を持ちかけたもので、市長・議員13人が持ち時間2分ずつの将来像について持論を展開した。執行部と議会が対立するだけではなく、共に政策提案できるような新たな協働関係を模索するものだ。議員定数についての市民の視線は依然として厳しいものがあるが、議会報告会や市民懇談会、さらには首長との意見交換など地道な取り組みの積み重ねが、条例に掲げる「市民に信頼される議会」につながっているのではないかと。

(本誌/千葉茂明)



「学校給食調理場建設」をテーマにした初の政策討論会の様子(2012年5月28日)。

言論の府として、議会に自由討議を根づかせる

尾山信義議長、河野朋子広報広聴特別委員会委員長、高松秀樹前議会基本条例制定特別委員会委員長に聞く

山陽小野田市議会の議会改革を牽引する尾山信義議長、河野朋子・高松秀樹両市議にこれまでの取り組みの手応えと今後の課題などについて聞いた。

——まず、山陽小野田市議会が議会改革を進めることになったきっかけは？

尾山 05年の合併後、旧態依然の議会の体制、殻を脱ぎ捨てようという機運が議員間に盛り上がりつつきたと感じる。

高松 09年の改選前に、議会基本条例研究会を立ち上げているが、そのきっかけは、やはり北海道栗山町の議会基本条例が各議員の中にあつたからだと思っている。研究会が、議会基本条例制定に向けて動き出すよう答申し、改選後、すぐに当時の議長が議会基本条例の制定に向けた特別委員会を設置した。栗山町の事例や全国の議会の状況を見る中で、議会として向上していくには基本条例が必要だと多くの議員が感じていた。

環境面では合併問題がある。平成の大合併では住民投票の実施直

前までもめて、議会は自主解散した。その後、議会に新しい風を吹き込もうという意思を持った議員が多数入ってきた。

河野 私も議会基本条例制定特別委員会のメンバーになったが、特に制定に関わった議員はかなり勉強した。議会や議員の役割は何かなど、基本のキだが、そういうことを同じテーブルで議論し、切磋琢磨しながら条例をつくっていく中で、改革の機運が醸成されてきた感じがする。

——特別委員会では2年余りの時間をかけ、ずいぶん回数を重ねて条例内容を検討してきた。

高松 特別委員会では、一からレングを積み上げるような作業を重ねてきた。もちろん他市の条例を引きうつせばすぐに条例は作成できるが、それでは河野議員が指摘したように機運の醸成を図ること

ができない。議会として考え方を統一する必要があるので、一項目ずつ委員が納得するまで議論を重ねた。その結果、時間もかかった。

基本条例で自由討議をうたっているが、これまで議会では行ったことがなかった。特別委員会の中で自由討議を実践してきたと自負している。その経験によって、条例制定後、委員会等で「自由討議が必要だ」と発言する議員がたくさん出てきた。

尾山 会議の途中では紆余曲折あり、私も時には意見を述べた。特に会議の公開に関することが問題になった。会議はすべて公開すべきだという議員と、全部公開すると言いたいことを抑えてしまうという慎重派議員とに意見が分かれた。その辺の議論が一番前に進みにくいところだった。

——とんど経験していなかったもので、特別委員会を通して、その重要性や難しさを勉強させてもらった。条例を制定することが目的だったが、一人の議員として成長させてもらった。会合が多すぎる、時間がかかりすぎという批判もあったが、当事者としては貴重な時間であつたし、条例はつくって終わりではなく、活かさないといけないし、議員間にきちんと浸透していくことが大事だと思った。

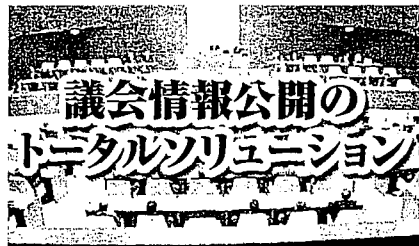
——条例制定前に、議会報告会を行っている。

河野 11年6月に試行的に行つた。特別委員会の中から、早く市民の前に出て情報を伝えたり、声を聞くことが必要だという意見が出されて、条例の制定を待たずにチャレンジした。

——いま、市民の前に議員が出て行く議会報告会に抵抗感はないのですか。

尾山 それほどはない。基本条例で議会報告会を2回以上実施することを義務化している。そのため仮に嫌だと思っても拒むことはできない。

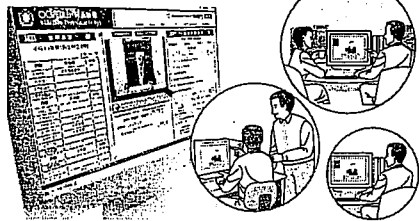
河野 もう6回経験しているが、議員の意識も参加する市民の皆さんの意識も少しずつ変わってきているのではないか。



議会情報公開の
デジタルコミュニケーション

議事録作成

- 速記者・録記者派遣、テープ起こしによる議事録作成
(議会、委員会、審議会、講演会、総会、理事会、セミナー等)
- 印刷製本・自費出版
(オンデマンド印刷・カラー印刷)



議会関連システム

- 会議録検索システム《Discuss》
(インターネットでの会議録閲覧、検索、横断検索等)
- 議会映像配信・検索システム《Discuss Vision》
(議会のライブ中継、録画配信)
- 議会トータルシステム
 - ・議員基本情報
 - ・議員スケジュール管理システム
 - ・議員履歴管理システム
 - ・議員報酬計算システム
 - ・サブシステム
- 録音機器・映像関連機器
(マイク、ICレコーダー、カメラ、テロップ機器等の販売・リース・レンタル)
- 首長などの記者会見の動画配信
(インターネット配信、DVD作成)

株式会社 会議録研究所

本 社

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町16
TEL.03-3267-6051(代) FAX.03-3267-8199

埼玉営業所

〒364-0031 埼玉県北本市中央4-13-1
TEL.048-592-1500(代) FAX.048-592-2030

大阪営業所

〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中3-5-13
TEL.06-6646-0031(代) FAX.06-6646-0791

仙台営業所

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡2-2-11
TEL.022-292-7017(代) FAX.022-292-7060

URL <http://www.kaigiroku.co.jp>
E-mail kaiken@kaigiroku.co.jp



——市民と議員が意見交換する市民懇談会も実施している。

河野 市民懇談会は既に10回以上行っていて、ここでは結構、議員も個人の意見を述べ、市民の皆さんから個人的に質問を受けたりする。テーマがある程度絞って、グループからの申し込みに応じて出かけていくスタイルをとっている。市民の



おやま・のぶよし 1955年生まれ。2003年小野田市議初当選。総務文教常任委員会委員長などを経て11年10月から議長。

声がちちんと議会や行政に届いていくことで、市民の関心が議会に向いていく。このような地道な取り組みの積み重ねが重要だと思っている。

高松 市民懇談会における意見交換から議会への請願に結びついていくケースもある。そのことは懇談会を開催した効果だろう。



かわの・とせ 1959年生まれ。2005年山陽小野田市議初当選。議員定数に関する特別委員会副委員長などを経て、現在、広報広聴特別委員会委員長。

——条例の内容について最も特徴だと思っていることは？

高松 自由討議は必ず盛り込みたかった。条例の内容には満足している。個人的には、考えていたことはすべて盛り込めた。

河野 私は、市民と議会の関係をきちんとしたものにしたかった。いまままで議会が市民から信頼を得ら



たかまつ・ひでき 1961年生まれ。2005年山陽小野田市議初当選。議会基本条例制定特別委員会委員長などを経て、現在、企業誘致特別委員会副委員長。

れていなかったのは、議会が市民から見えていないことが大きな要因だと思う。条例の5章、6章で「市民と共に行動する」「説明責任を果たす」とうたっている。議会報告会も義務化しており、実効性のあるものができた。この条例を活かしていけば、今後、市民と議会は新たな関係をつくっていくことができるのではないか。

尾山 私は議長就任時に、「自由討議のできる議会を」と訴えた。それが盛り込んであることが最も大きな特徴だと思う。特別委員会での自由討議の是非を指摘したのも、自由討議ができる議会にしていこうという背景があった。言論の府として、議会に議員相互間の自由討議を根づかせたい。